

公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	新潟市秋葉区新津健康センター・新潟市新津育ちの森		
管理者名	グアータックス・ワーカーズコープ地域創生事業体	指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日
担当課	秋葉区健康福祉課		
所在地	新潟市秋葉区程島1979番地4		
根拠法令	地域保健法、児童福祉法		
設置条例	新潟市地域保健福祉センター条例、新潟市新津育ちの森条例		
施設概要	敷地面積：5,391.00㎡、延床面積：3,626.00㎡（内 育ちの森 370㎡） 構造：鉄筋コンクリート造3階建、建築年：平成6年1月、駐車場台数約80台 主な施設内容（構成施設の内容） 【1階】 ＜新津健康センター＞ 事務室、機械室、洗濯室、発電機室、倉庫、休憩、湯沸、更衣室、機能訓練室、倉庫、母子保健室、計測室、診察室、相談室、集団指導室、健康相談室 ＜新津育ちの森＞ あそびの広場、保育ルーム 【2階】 ＜新津健康センター＞ 入浴施設：浴室・更衣室（男女別）、はつらつホール、和室、倉庫、湯沸室 【3階】 ＜新津健康センター＞ 会議室、健康学習室、栄養指導室、準備室、倉庫、湯沸室		

施設設置目的
【秋葉区新津健康センター】 市民の健康の保持及び福祉の増進に資するため、設置する 【新津育ちの森】 子育てを行う市民の交流の促進、育児不安等についての相談及び指導並びに子育てについての情報の提供を行うとともに、地域の保育ニーズに応じて関係機関との連携を図り、もって地域全体で子育てを支援する基盤の形成を推進するため、設置する。
管理・運営に関する基本理念、方針等
1. 基本理念・基本方針等 【秋葉区新津健康センター】 (1) 新潟市地域保健福祉センター条例に基づき、市民の健康の保持及び福祉の増進に資するとともに、市民の保健及び福祉活動を支援するための施設の提供。 (2) 公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに、住民サービスの向上や平等の利用が確保されること。 (3) 利用者や市民などの意見要望を管理運営に反映させること。 (4) 利用者に対し、安全及び快適な環境を提供すること。 【新津育ちの森】 (1) 親子の交流・子ども同士、親同士の交流の場を提供する。 (2) 気軽に立ち寄り、居心地よく過ごせる場を提供する。 (3) 市民のニーズに寄り添い、親しまれる施設となるよう運営に努める。 (4) 地域との連携をし、多世代交流の場を提供する。 2. 管理運営に関する基本理念、基本方針等 施設の管理運営については、施設の設置目的を踏まえて、基本理念に掲げる内容を果たすとともに、本書に含まれる水準を満たし、効率的な人員配置、保守管理のコスト削減などでの運営経費の抑制や、市民ニーズの掌握による更なるサービス向上を図り、利用者数、利用率を向上させるなど、指定管理者制度を導入した効果を最大限発揮出来るよう積極的に努力すること。また、施設の管理運営をするにあたっては、次の各事項に留意して円滑に実施すること。 ・関係法令、条例、規則等を遵守、施設の設置目的に沿った適正な管理を行う。 ・利用者が安心して利用できる体制の整備、また平等な利用を確保する。 ・利用者が快適に施設を使用できるよう施設、設備、備品の維持管理を適正に行う。 ・利用者の意見、要望等を適切に施設の管理に反映し、サービスの向上に努める。 ・常に効果的かつ効率的な管理に努め、経費の節減を図る。

令和8年度

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市 民	【健康センター】 年間貸室利用率	年間利用率34%以上			
	【育ちの森】 年間利用人数	年間利用人数20,000人以上			
	【共通】 各種サービス別満足度	利用者満足度アンケートで 「満足」又は「やや満足」の 者が7割以上			
	【共通】 苦情に対する対応	苦情・要望には5営業日以 内に回答。区へ当日報告			
	【共通】 設置目的に合致したサービ スの提供	設置目的に合致した自主事 業をそれぞれ10回以上実施			
財 務	【共通】 光熱水費に係る使用料の 削減	電気、ガス、水道代の経費 削減の工夫や取り組み			
	【共通】 管理運営経費の削減	管理運営経費を削減するた めの工夫や取り組み			
業 務	【共通】 業務仕様書に定める事項 の順守	業務仕様書に定める事項の 遵守			
	【共通】 安全責任者の配置と安全 確保体制の確立	災害発生時のマニュアル整 備と職員への周知			
	【共通】 関係法令の遵守・個人情報 の保護	個人情報の保護、情報公開 及びコンプライアンスに関す る職員への周知			
	【共通】 事件・事故発生時の対応の 適切さ	事故発生時の対応マニユ アル整備と職員への周知			
人 材	【共通】 配置人員のミッションの理 解度とスキルの習得	社会変化への対応、サービ ス向上等に資するよう、職員 研修を年2回以上実施。			
	【共通】 労働基準の充足	労働関係法令の遵守			

【評価基準】

- A:要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている
B:要求水準(評価指標)が達成されている
C:要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れてい

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 (所 見)
現地調査日: 年 月 日